

令和2年第4回柳津町議会定例会会議録

第3日 令和2年12月11日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 磯目泰彦	6番 松村亮	9番 鈴木吉信
2番 新井田順一	7番 田崎信二	10番 齋藤正志
3番 伊藤純	8番 荒明正一	11番 伊藤昭一
5番 岩淵清幸		

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町長 小林功	建設課長 横井伸也
副町長 矢部良一	保育所長 佐藤清子
総務課長 菊地淳一	教育長 神田順一
出納室長 新井田理恵	教育課長 金子佳弘
町民課長 杉原満	公民館長 天野美穂
地域振興課長 鈴木秀文	

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 菊地淳一 主査 木須良行

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1	報告第3号	総務文教常任委員会付託案件審査結果報告
日程第2	議案第102号	柳津町課設置条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第103号	諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第104号	柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第105号	柳津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

について

- | | | |
|---------|-------------|--------------------------|
| 日程第 6 | 議案第 1 0 6 号 | 柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 1 0 7 号 | 字の区域及び名称の変更について |
| 日程第 8 | 議案第 1 0 8 号 | 令和 2 年度柳津町一般会計補正予算 |
| 日程第 9 | 議案第 1 0 9 号 | 令和 2 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算 |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 1 0 号 | 令和 2 年度柳津町介護保険特別会計補正予算 |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 1 1 号 | 令和 2 年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算 |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 1 2 号 | 令和 2 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算 |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 1 3 号 | 指定金融機関の変更について |
| 追加日程第 1 | 議案第 1 1 4 号 | 指定管理者の指定について |

◎開議の宣告

○議長

ただいまより本日の会議を開きます。(午前10時00分)

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎議案の審議

○議長

日程第1、報告第3号「総務文教常任委員会付託案件審査結果報告」を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、田崎信二君。

○総務文教常任委員会委員長（登壇）

おはようございます。

報告第3号

総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

令和2年第4回柳津町議会定例会において本委員会に付託された陳情第5号について、令和2年12月10日に教育長、教育課長の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

記

陳情第5号「国の制度として「二十人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書」の送付を求める陳情書は、陳情の趣旨は尊重するものの、今後の動向を見極め、判断をする必要があることから、不採択とすることに決しました。

以上報告いたします。

令和2年12月11日

柳津町議会総務文教常任委員会

委員長 田崎信二

柳津町議会議長 伊藤昭一 殿

以上です。

○議長

お諮りいたします。

ただいまの総務文教常任委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、総務文教常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第2、議案第102号「柳津町課設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第102号「柳津町課設置条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、持続可能な行政経営及び特色ある事業推進や取り組むべき課題に対応し得る仕組みの構築に伴い、組織の改編を行うため所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

おはようございます。

それでは、議案第102号「柳津町課設置条例の一部を改正する条例について」補足してご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第1条中第4号から第2号まで繰下げをしまして、第1号の次に第2号としまして「みらい創生課」を加えるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

本条例の一部改正につきましては、現在の総務課企画財政班につきましては、予算をつける側の財政部門と事業の計画などを進める企画部門が同じ課内にありまして、アクセルとブレーキが同じ部署にあるのはどうかというご意見とか、新たな事業であります歴史的風致維持向上計画の策定や只見柳津県立自然公園の国定公園への編入、また、期待されております再生可能エネルギーとして新たな地熱開発など、新しい事業が今後出てきますので、これまで町政会議や庁議等で協議を重ねてきたところでございます。

名称の理由としましては、町の今後、5年後、10年後を見据えたまちづくりをしていこうということで、未来に向かって新しい町を創っていきたい、それと、先ほど申し上げましたような新たな事業を展開していくということで「みらい創生課」としたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

8番、荒明正一君。

○8番

この案件は非常にいいことだと思っております。

それで、今までにない「創生」という文字が入っているわけですが、これに対する町長の意気込みと伺いますか、このように決定するに至った考え方を改めてお聞かせ願いたいと思います。名は体を表すということがあるわけでありますので、そういう意味からして、非常に重要な問題だと私は思っております。いろいろ大変だと思いますが、町長は勇気を奮って断行し、また、それに対するいろんなことはあるかもしれませんが、それに負けないでこの目的達成のために頑張ってくださいをお願いして、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

今、社会経済情勢が非常に早いスピードで進んでおります。少子高齢化、過疎が進む中で、この柳津町の5年後、10年後、15年後、どういうふうになっていくんだろうと。そういった中で、将来を見据えて今から柳津町は準備をしていくと。そのために新しいものに取り組んでいき、みんなが将来、幸せに希望を持って暮らしていけるようなまちづくりをするために

この課を創設するということでございます。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

その意味におきまして、1つだけお願いしておきたいと思うことは、よく課をつくったりいろいろするわけですが、問題は、それを運営していく、実践していく人間がどうかということになると思いますので、その辺の今後のちゃんとした人事配置をしてもらえとは思っておりますが、改めてその辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長

答弁願います。

町長。

○町長

今、柳津町の職員は、非常にやる気もありますし、能力もあります。そういった意味で、適材適所をもって臨んでいくということでございます。

○議長

よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第102号「柳津町課設置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第3、議案第103号「諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第103号「諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、地方税法の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第103号「諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例について」補足してご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

附則第6条第1項中の改正につきましては、地方税法の一部改正により延滞金の割合の特例を定めた特例基準割合等の名称が変更されたことに伴う改正と字句の改正になっております。

次に、附則第6条に次の1項を加えるということで、第3項の内容としましては、延滞金の割合が0%となることのないように、割合が0.1%未満の割合であるときは年0.1%とすることとされたものでございます。

附則としまして、施行期日であります。令和3年1月1日から施行するものであります。

2項では、経過措置ということで、改正後の附則第6条の規定につきましては、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、従前の例によるものとするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第103号「諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第4、議案第104号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第104号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、地方税法の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

おはようございます。

それでは、議案第104号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」補足してご説明いたします。

6 ページをお開きください。

柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法並びに国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものとなっております。

税制改正については、給与所得控除、公的年金控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられるとなっております。このことによりまして、高額所得者につきましては、給与所得控除等の引下げ影響がさらに大きくなる、いわゆる課税所得が大きくなるものとなっております。そのため、国保制度において地方税法の規定を引用している部分があるため、国保制度で特段の措置を講じない場合、国保被保険者の保険料の軽減判定に用いる総所得金額や所得割の算定に用いる旧ただし書所得等が影響を受けることとなります。具体的には、この税制改正に伴い、一定以上の所得者が2人以上いる世帯については、担税力に変化がない場合でも軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため国保制度側で軽減判定基準等を改正するものとなっております。

それでは、本文、改め文の説明をさせていただきます。

第23条第1項につきましては、7割軽減者について記述しております。令和3年1月より個人所得税が改正され、給与所得控除や公的年金控除について基礎控除へ10万円振替となり、減額されることから生じる不利益の解消を図るため、国民健康保険の基礎控除相当分基準額を現行の33万円から43万円に10万円引き上げるものとなっております。また、2人以上、一定額以上の所得がある給与所得者や年金所得者がいる世帯については、10万円の引上げのみでは不利益が生じてくるため調整を図るものとなっております。

また、同条第2号及び第3号とありますのは、第2号につきましては5割軽減者、第3号につきましては2割軽減者について、第1号の7割軽減者と同様の改正をするものとなっております。

附則第3項につきましては、軽減判定基準の見直しに合わせた規定の整備をするものとなっております。125万円とありますのは、公的年金控除額120万円が10万円の振替に伴い引き下がった公的年金控除額110万円と現行の附則第3項の軽減判定時控除額15万円を合わせた額となっております。

附則といたしまして、第1条、施行期日につきましては令和3年1月1日から施行するものとなっております。

第2条、適用区分といたしまして、6ページから7ページにかけて、改正後の条例は令和3年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和2年度までの国民健康保険税につ

いては従前の例とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第104号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第5、議案第105号「柳津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第105号「柳津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、地方税法の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

それでは、議案第105号「柳津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」補足してご説明いたします。

9ページをお開きください。

柳津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例について規定の整備を行うため条例の一部を改正するものとなっております。

第8条につきましては、見出しを「(還付加算金)」に改め、同条中の「又は充当加算金」を削除するものでございます。

附則第2条第1項につきましては、名称、文言をそれぞれ改めるものになります。「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に改め、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削除し、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に改め、同項中「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」にそれぞれ改めるものであります。

附則第2条第2項につきましては、文言を改めるとともに、還付加算金等の見直しに伴い、還付加算金特例基準割合の算出時に加算する割合を1%から0.5%に引き下げるために改正するものであります。

附則第2条第3項につきましては、文言を改めるとともに、同項を附則第2条第4項とし、同項の前に次の1項を加えるということで、次の附則第2条第3項となります。附則第2条第3項につきましては、最終的に算出される還付加算金特定基準割合が0%とならないよう、0.1%の下限が設けられたことにより改正するものでございます。

附則といたしまして、第1条、施行期日につきましては、令和3年1月1日から施行するものでございます。

10ページになります。

第2条、経過措置といたしまして、改正後の条例の附則第2条第1項から第4項までの規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金及び還付加算金について適用し、それ以前の期間に対応する延滞金及び還付加算金につきましては、従前の例によるものとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第105号「柳津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第6、議案第106号「柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第106号「柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、地方税法の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

それでは、議案第106号「柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について」補足し

てご説明いたします。

12ページをお開きください。

柳津町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例について規定の整備を行うため条例の一部を改正するものとなっております。

附則第7条につきましては、名称、文言をそれぞれ改めるものになります。「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に改め、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削除し、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に改め、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改めるものでございます。

同条に次の1項を加えるということで、中段になります。附則第7条第2項を追加いたします。第2項につきましては、最終的に算出される還付加算金特例基準割合が0%とならないよう、0.1%の下限が設けられたことによる改正となっております。

附則といたしまして、第1条、施行期日につきましては、令和3年1月1日から施行するものであります。

第2条、経過措置といたしまして、改正後の条例の附則第7条の規定については、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金に適用し、それ以前の期間に対応する延滞金については、従前の例によるものとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第106号「柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

お諮りいたします。

日程第7、議案第107号「字の区域及び名称の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第107号「字の区域及び名称の変更について」提案理由を説明いたします。

本案は、細八地内の字の区域及び名称変更について、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

おはようございます。

それでは、議案第107号「字の区域及び名称の変更について」補足してご説明申し上げます。

本案は、国土調査に伴う細八第4地区の農道につきまして字の区域及び名称を変更するものであります。

議案書14ページをお開きいただきたいと思います。

変更区域についてご説明申し上げます。

「大字細八字宝1番3」を「大字細八字上中沢1番3」に、「大字細八字宝1番4」を「大字細八字上中沢1番4」に、「大字細八字宝5番3」を「大字細八字原前5番3」にそれぞれ変更するものであります。

なお、当該字の区域及び名称の変更につきましては、国土調査法第19条第2項の規定による国土調査の成果の認証の日から施行するものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第107号「字の区域及び名称の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第 8、議案第108号「令和2年度柳津町一般会計補正予算」

日程第 9、議案第109号「令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第10、議案第110号「令和2年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第11、議案第111号「令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

日程第12、議案第112号「令和2年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第108号、議案第109号、議案第110号、議案第111号、議案第112号は、一括上程し、議題といたしたいと思います。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第108号「令和2年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第109号「令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、事業勘定の歳入歳出予算の減額補正並びに施設勘定の歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第110号「令和2年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第111号「令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第112号「令和2年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第108号から議案第112号まで補足してご説明いたします。

議案第108号「令和2年度柳津町一般会計補正予算（第8号）」であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ1,189万5,000円を追加し、それぞれ52億7,754万6,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入になります。

町税、固定資産税、固定資産税、補正額980万7,000円の増でございます。こちらのほうは、当初予算の段階では見込めなかった分が大きく伸びたものでございます。

次に、町税、軽自動車税、種別割でございますが、34万8,000円の減額でございます。内訳としまして、現年課税分で33万5,000円の減であります。こちらのほうは、軽自動車の台数の減少によりまして減額となるものでございます。前年度滞納繰越分で1万3,000円の減ですが、軽自動車税の前年度滞納繰越分が完納となったため減額するものでございます。

次に、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金163万3,000円の増であります。内訳で障害者福祉費負担金で118万4,000円の増であります。まず、障害者自立支援給付費負担金につきましても、障害福祉サービス扶助事業の所要増に伴う増となっております。障害児施設措置費負担金につきましても、障害者が施設に入所した場合の負担金の見込み増ということでございます。次に、被用者児童手当負担金、非被用者児童手当負担金でございますが、こちらは実績見込みによりまして所要増と所要減となっております。

衛生費国庫負担金46万4,000円の増でございますが、こちらのほうは、養育医療費の所要増に伴います負担金の増でございます。

8ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫補助金の民生費国庫補助金で56万5,000円の減であります。こちらのほうは、システム改修分の補助金でございますが、当初10分の10の補助金を見ておりましたけれども、国から通知が来まして、基準額による補助金となりまして減額するものでございます。

次に、国庫支出金、国庫委託金、民生費国庫委託金でございますが、15万4,000円の増であります。こちらのほうは、地方税法改正に伴う国民年金システム改修による増となっております。

次に、県支出金、県負担金、民生費県負担金であります。60万7,000円の増であります。まず、障害者福祉費負担金でございますが、59万1,000円の増であります。こちらのほうは、国庫支出金と同じく所要額の増に伴うもの等でございます。次に、被用者児童手当負担金、非被用者児童手当負担金につきましては、これも国庫と同じように実績見込みに伴います所要増と所要減となっております。

衛生費県負担金23万2,000円の増でございますが、こちらにも養育医療費の所要増額に伴う補正となっております。

次のページをお願いいたします。

県支出金、県補助金、民生費県補助金であります。45万円の増でございますが、こちらのほうは、重度心身障害者医療費補助金の所要見込み増に伴う補正となっております。

次に、農林水産業費県補助金で280万1,000円の減でございます。

まず、農業費補助金で315万5,000円の減額でございます。中身としましては、中山間地域等直接支払補助金につきましては額確定による減となっております。新規就農確保事業推進費につきましては、交付決定による増額となっております。「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業補助金につきましては、所要額の減に伴います補正でございます。農業次世代人材投資資金につきましては、新規就農者1名の追加と継続であります新規就農者の所得増によりまして減額が生じるということではありますが、プラスマイナスしまして129万5,000円の増となっております。担い手づくり総合支援事業補助金ではありますが、こちらのほうは、会津ガーリックの加工場建設に伴う補助金を見込んでおりましたが、今年度完成できないということで補助金を下ろすものでございます。

次に、林業費補助金で35万4,000円の増であります。こちらのほうは、県産材の利用促進ということで追加要望したところ、該当しまして35万4,000円を増額補正するものでございます。

次に、教育費県補助金で4万4,000円の減でございますが、こちらのほうは、サポート事業の補助金ということで事業費の減による補正減となっております。

次に、財産収入、財産売払収入、物品売払収入で22万円の減でございます。公用車処分売払収入ということで除雪車の売払でございますが、当初222万円で見えておりましたけれども、実績で200万円ということで22万円を減額するものでございます。

次のページに移りまして、諸収入、雑入、雑入で252万6,000円の増でございます。まず、返納金・還付金ということで3万円でございますが、東北国道協議会負担金の返納金ということでございます。次の消防団員安全装備品整備等助成事業助成金でございますが、消防団員の雨かっぱを234着分購入したものでございますが、10分の10の補助金が来たものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費の一般管理費で120万2,000円の増であります。こちらのほうは、共済費でありまして職員の標準報酬月額改定に伴う増となっております。

財政管理費5,300万円の増であります。こちらのほうは、財政調整基金への積立金ということになります。

次に、支所及出張所費で480万5,000円の増であります。まず、需用費で23万1,000円の

増であります。消耗品費、印刷製本費、光熱水費については、今後の見込みを立てたときに不足が生じるということで補正をお願いするものです。修繕費につきましては、ゆきげ館の窓ガラスと電話回線及び庁車の修繕費となっております。燃料費につきましては、灯油代の減となっております。

役務費25万8,000円の増であります。まず通信運搬費につきましては、Wi-Fiの増設等がありまして、ゆきげ館の電話料金、通信料が見込みより増えているところでございます。建築確認申請手数料につきましては、不用ということで減額しております。

委託料につきましては98万3,000円の増であります。電気工作物保安管理委託料につきましては、当初2か月分の予算しか見ていなかったということで10か月分の補正をお願いするものでございます。次に、設計委託料の113万2,000円につきましては、既存施設の解体工事に係る実施設計委託料でございます。アスベスト調査の結果、旧診療所、保育所のほうからアスベストが検出ということで、図面の追加や変更設計委託に伴う増となっております。警備保障委託料につきましては、旧西山支所分で減額をお願いするものでございます。エレベーター保守管理委託料につきましては、4月から6月までについては保証期間ということでその3か月分を減額するものでございます。

使用料及び賃借料4,000円の減であります。こちらのほうは、テレビアンテナ使用料ということで、砂子原地区のアンテナ組合へ例年支出していたんですが、今年度は不用ということでありますので減額をしております。

工事請負費333万7,000円の増であります。施設取壊工事と施設設置工事につきましては、敷地造成工事のほうに組み入れて発注しておりますので減額となっております。ただ、工事費のほうが増額となっている分につきましては、上水道の移設工事と防火水槽の設置工事分で増額になっているものでございます。

次に、後継者緊急対策費で167万1,000円の減であります。イベント中止による委託料の減となっております。

12ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費の庁舎管理費で24万8,000円の増であります。備品購入費ということですが、役場庁舎の清掃時に使用しております掃除機であります。8台中5台が経年劣化等で故障しておりまして、業務用の掃除機5台分の補正をお願いするものでございます。

総務費、徴税費、徴税総務費4万6,000円の減でございます。こちらのほうは、職員の

休暇に伴う通勤手当の減となっております。

次に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で9万8,000円の減ですが、まず、職員手当等で職員の産休に伴う通勤手当の減となっております。繰出金で4万6,000円の減ですが、国保の事業勘定への繰出金でございます。

老人福祉費で252万1,000円の増であります。こちらにつきましては、報償費から次のページの使用料及び賃借料まで、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして敬老会、スポーツ大会などの中止による減額となっております。13ページの委託料の中にシステム改修委託料とありますが、こちらのほうにつきましては、後期高齢者医療制度改正に伴いますシステムの改修経費でございます。繰出金で444万円の増であります。介護保険特別会計への繰出金でございます。

国民年金費15万5,000円の増でございますが、こちらのほうは、国民年金システムのプログラム改修経費ということでございます。

障害者福祉費で336万7,000円の増ですが、まず扶助費で327万円、こちらのほうは実績見込みによる増額となっております。償還金利子及び割引料で9万7,000円でございますが、県の通知による返還金となっております。

14ページをお願いいたします。

民生費、児童福祉費、柳津保育所運営費で5万3,000円の増ですが、こちらのほうは、職員手当等ということで職員の寒冷地手当の区分変更による増となっております。

児童措置費46万5,000円の増ですが、まず、扶助費につきましては、実績見込みによる増となっております。償還金利子及び割引料3万円でございますが、こちらは、令和元年度分の特別児童扶養手当の事務費交付金と児童手当交付金に係る返還金となっております。

次に、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で59万7,000円の増ですが、まず委託料で1万4,000円ですが、こちらのほうは墓地の新規登記のための委託料となっております。繰出金で58万3,000円の増ですが、国保施設勘定への繰出金となっております。

予防費34万3,000円の増ですが、まず、旅費で6万2,000円の減ですが、こちらのほうは、新型コロナウイルス感染症の影響による減でございます。委託料42万8,000円の増ですが、骨密度検診委託料につきましては検診確定による減、システム改修委託料44万円につきましては、健康管理システムの改修に伴う経費でございます。使用料及び賃借料で2万3,000円の減でございますが、会場使用料については確定による減、有料道路通行料につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う減となっております。

環境衛生費で320万円の増であります、負担金補助及び交付金で20万円の増、こちらのほうは住居環境整備助成事業補助金で20万円の増であります、今後の新規の申請が見込まれるということで増額をお願いするものでございます。繰出金300万円につきましては、簡易水道事業特別会計への繰出金となっております。

15ページをお願いいたします。

衛生費、保健衛生費、母子保健費で80万7,000円の増であります。役務費で4,000円の減であります、所要減となっております。扶助費81万1,000円の増であります、養育医療費の実績見込みによる所要増となっております。

次に、衛生費、清掃費、塵芥処理費で7万円の増であります、こちらのほうは、ごみ収集車の老朽化に伴います修繕費の所要増ということでございます。

次に、農林水産業費、農業費、農業委員会費であります。10万9,000円の減であります、報償費、旅費ともに、こちらのほうは新型コロナウイルス感染症の影響による減ということでございます。

農業者年金事務費で1万7,000円の減ですが、旅費で1万7,000円の減であります。こちらも新型コロナウイルス感染症の影響でございます。

農業振興費4万1,000円の減でございますが、こちらのほうは、地域農業担い手経営支援事業補助金の実績による減ということでございます。

16ページのほうに行きまして、中心経営体農地集積支援事業補助金につきましては、所要見込み増ということでございます。

生産調整推進交付金につきましては、額確定による所要増となっております。

農業次世代人材投資資金につきましては、歳入のほうで申し上げましたが、新規就農者1名の追加と継続の就農者の所得増によりまして減額になる部分がありまして、プラスマイナスしまして129万6,000円の増となっております。

担い手づくり総合支援事業補助金218万6,000円の減ですが、これも歳入のほうで申し上げました会津ガーリックの加工場建設に伴う補助金であります、今年度完成できないということで全額落とすものでございます。

地域農業特別対策事業費で101万9,000円の減でございますが、まず、共済費3万8,000円の増につきましては、会計年度任用職員の標準報酬月額改定による増と雇用保険については確定による減でございます。旅費につきましては14万1,000円の減ということで、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響による減でございます。委託料で5万円の増でございます。

すが、農産物PR事業の組替えということで、冬まつり時に農作物の提供をお願いするということでその委託料となっております。使用料及び賃借料で21万7,000円の減でございますが、こちらのほうも新型コロナウイルス感染症の影響による減ということでございます。負担金補助及び交付金74万9,000円の減でございますが、まず、町認定農業者協議会補助金につきましては、こちらにも新型コロナウイルス感染症の影響ということでございます。特定農山村支援事業補助金24万9,000円の減につきましては、農林業まつりの中止による減、水田農業支援事業補助金につきましては、渇水対策分として予算計上していた分を減額するものです。

次に、国土調査費で14万9,000円の増であります。まず、共済費につきましては、会計年度任用職員の標準報酬月額の見直しによる増となっております。雇用保険につきましては確定による増、次の報償費につきましては、細八地区の現地調査等のための地籍調査員への謝礼代となっております。旅費2,000円につきましては、調査区域にJR用地がありまして、JRとの協議が必要ということで職員の旅費となっております。

次のページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、中山間地域等直接支払事業費で265万4,000円の減でございます。こちらのほうは、今まで24団地あったものが、22団地と2団地減ったことによります補助金の減ということでございます。

次に、農林水産業費、林業費、林業総務費で6万4,000円の増であります。こちらにつきましては、森林公園内で漏水が見つかったということで、減免申請をしておりますが、それでも予算が不足するというので補正をお願いするものでございます。

林業振興費6万7,000円の増でございますが、共済費であります。会計年度任用職員の標準報酬月額の見直しによる増となっております。

次に、商工費、商工費、観光費で99万4,000円の増であります。職員手当等につきましては、職員の扶養に異動があったため減額するものでございます。需用費52万8,000円につきましては、町民センターの脱衣所内の手洗い器に係る配管修繕代でございます。役務費25万2,000円の増であります。こちらのほうはテイクアウトクーポンの発送経費でございますが、金券ですので簡易書留で郵送したということでその分増額となったものでございます。負担金補助及び交付金で29万2,000円の増ですが、こちらのほうは柳津観光協会事業補助金ということで、新型コロナウイルス感染症対策に伴います補助金の増ということであります。

次に、18ページに移りまして、土木費、道路橋梁費、道路維持費で739万6,000円の減でござ

ございます。まず、需用費で100万円でございますが、こちらのほうは、砂子原地区にあります消雪操作盤の修繕に係る経費でございます。工事請負費30万円の増でございますが、こちらのほうは所要見込み増ということでございます。備品購入費で869万6,000円の減でございますが、除雪機械の額確定による減となっております。

次に、土木費、都市計画費、下水道費で100万円の増でございますが、下水道事業特別会計への繰出金となっております。

19ページをお願いいたします。

土木費、住宅費、公営住宅管理費で117万8,000円の増でございますが、こちらは需用費でございます。若者定住促進住宅への入居者移転など、退去件数の増による修繕費の増となっております。

消防費、消防費、非常備消防費でございますが、こちらのほうは財源補正となっております。

次に、教育費、教育総務費、事務局費で97万2,000円の増でございますが、まず、使用料及び賃借料で87万8,000円の増でございますが、こちらのほうは臨時のスクールバスの借上料でございます。3路線必要なところ1路線分の予算しか取っていなかったということと、また、コロナの影響で早帰りの下校の回数が増えたということと、増額をお願いするものでございます。負担金補助及び交付金で9万4,000円の増でございますが、こちらのほうも、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして夏休み期間を短くしたことによりまして登校日が増えたということで、そのため通学費補助金の支出も増額となるものでございます。

20ページをお願いいたします。

教育費、中学校費、会津柳津学園中学校管理費で70万9,000円の増でございます。備品購入費でございます。こちらのほうは、歳入のほうで森林環境交付金事業ということで追加になった分でございますが、生徒用の机と椅子23セットを整備するものでございます。

教育費、社会教育費、公民館費で5万5,000円の減でございますが、こちらのほうは、報償費から使用料及び賃借料まで、全て新型コロナウイルス感染症の影響によりましてサポート事業の予算の組替えによるものでございます。

美術館管理費で4万円の増でございますが、こちらのほうは、会計年度任用職員の標準報酬月額改定に伴う増となっております。

21ページをお願いいたします。

教育費、保健体育費、保健体育総務費で7万7,000円の減でございますが、こちらのほうも、報償費から使用料及び賃借料まで、全て新型コロナウイルス感染症の影響によりまして

スポーツ推進委員の研修会の中止、それから、町民バレーボール大会の中止に伴う減額となっております。

予備費であります、5,092万8,000円を減額するものでございます。

24ページをお願いいたします。

議案第109号「令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」であります。

まず第1条であります、事業勘定としまして歳入歳出それぞれ63万3,000円を減額し、5億571万1,000円とするものでございます。施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ58万3,000円を追加し、それぞれ8,430万2,000円とするものでございます。

29ページをお願いいたします。

歳入になります。

県支出金、県補助金、保険給付費等交付金で58万7,000円の減であります。主に歳出のほうに出てきますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして特定健康診査等事業に係る講師謝礼が減額になったことに伴う交付金の減ということでございます。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金ですが、4万6,000円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費で4万6,000円の減でございます。まず、職員手当等につきましては、職員の扶養手当及び居住地変更による減額補正となっております。共済費につきましては、職員の標準報酬月額の変更に伴う増額となっております。委託料につきましては、特別調整交付金の申請様式の追加に伴うシステム改修経費となっております。

次に、保険事業費、特定健康診査等事業費、特定健康診査等事業費で58万7,000円の減でございますが、まず共済費につきましては、会計年度任用職員の標準報酬月額の変更に伴う増額となっております。報償費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により講師を招くことができないということで減額をするものでございます。

37ページをお願いいたします。

施設勘定になります。

歳入でございます。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で58万3,000円の増でございます。一般会計からの繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出であります。

総務費、施設管理費、一般管理費で5万7,000円の増でございますが、こちらは会計年度任用職員の標準報酬月額の変更による増となっております。

内科研究費で13万4,000円の減であります。旅費、需用費とも、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして学会中止による減額となっております。

次に、医薬費、内科医薬費、医薬用機械器具費で10万円の増であります。修繕費ということでもあります。こちらのほうは、当初予算でも10万円の予算を取っておりましたが、既に使っているということで今後の緊急対応分ということでございます。

医薬用衛生材料費56万円の増でございますが、臨床検査委託料ということで、今後の支出を見たときに不足するというので増額をお願いするものでございます。

39ページに移りまして、議案第110号「令和2年度柳津町介護保険特別会計補正予算(第5号)」であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ3,087万6,000円を追加し、それぞれ5億8,533万8,000円とするものでございます。

44ページをお願いいたします。

歳入であります。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金で697万4,000円の増でございます。こちらのほうは、介護給付費の支出見込み増によるものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、調整交付金で350万9,000円の増でございますが、こちらも介護給付費の支出見込み増によりまして調整交付金の増となっております。

介護保険事業費補助金で88万円の増でございますが、こちらのほうは、システム改修に要する経費の2分の1の補助金ということでございます。

介護保険保険者努力支援交付金で81万4,000円の増でございますが、こちらのほうは、県の通知に基づく交付金の増ということでございます。

支払基金交付金、支払基金交付金、介護給付費交付金で982万7,000円の増でございますが、こちらも介護給付費の支出見込み増に伴います介護納付金の増ということでございます。

次のページをお願いいたします。

県支出金、県負担金、介護給付費負担金で443万2,000円の増でございますが、こちらも介護給付費の支出見込み増に伴います負担金の増でございます。

繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金で438万8,000円の増であります。こちら
も介護給付費の支出見込み増に伴います繰入金の増となっております。

その他一般会計繰入金で5万2,000円の増であります。介護事務費繰入金の増となっ
ております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で159万4,000円の増であります。まず、共済費につ
きましては、職員の標準報酬月額改定に伴う増となっております。委託料につきま
しては、介護保険制度改正によるシステムの改修委託料分でございます。

次に、保険給付費、介護サービス等諸費でございますが、居宅介護サービス給付費
で1,753万3,000円の増、施設介護サービス給付費で90万4,000円の増、居宅介護サービス計画
給付費で468万円の増、地域密着型介護サービス給付費で1,198万1,000円の増につ
きましては、今後の支出見込みを立てたときに不足が生じるということで補正をお願
いするものでございます。

47ページをお願いいたします。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、任意事業費で59万5,000円の増
でございますが、こちらのほうはグループホームの利用者増に伴います所要増とな
っております。

地域支援事業費、一般介護予防事業費、一般介護予防事業費につきましては、財
源補正となっております。

予備費で641万1,000円を減額するものでございます。

49ページをお願いいたします。

議案第111号「令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」であ
ります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、それぞれ1億8,088万円
とするものでございます。

54ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で300万円の増でございます。一般会計から
の繰入金ということでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

簡易水道事業費、簡易水道事業費、簡易水道事業費で300万円の増であります、こちらのほうは修繕費ということで、緊急修繕対応分として300万円の補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第112号「令和2年度柳津町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、それぞれ8,222万1,000円とするものでございます。

61ページをお願いいたします。

歳入でございます。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で100万円の増であります、一般会計からの繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出であります。

総務費、総務管理費、施設管理費で150万円の増であります、こちらにも修繕費ということで、既に修繕箇所が多く予算が少ない状態になっておりますので、今後の緊急対応分として補正をお願いしたいというものでございます。

予備費で50万円の減額をしております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議をします。

再開を11時20分といたします。(午前11時10分)

○議長

議事を再開いたします。(午前11時20分)

◇ ◇ ◇

○議長

これより質疑を許します。

1番、磯目泰彦君。

○1番

それでは、質問のほうをさせていただきたいと思います。

一般会計中の16ページなんですけど、5款1項農業費4目農業振興費の18節負担金補助及び交付金の欄の中で、担い手づくり総合支援事業補助金ということで218万6,000円の減額ということで上がっているわけでありまして。これは、県のほうの補助金ということで同額を減額していると、歳入歳出でということでありまして。この事業につきましては、いわゆるゼロベースになったのかなというふうな観点でおりますが、この補助金につきましては、今回218万という金額、相当大きい部分がありますが、この補助金について218万、どのように予算執行の観点から管理をしておられたのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

磯目議員のご質問にお答えいたします。

担い手づくり総合支援事業補助金ということで218万6,000円の減額でございますが、総務課長からの詳細説明にもありましたが、会津ガーリックさんの事務所建設に係るものでございます。当初から、まず造成のほうにつきましても、当初7月から造成という話で進めて、打合せはガーリックさんとしていたのですが、どうしてもそちらのほうがなかなか遅れてしまったということと設計の部分がどうしても遅れが生じてしまったと。県との打合せも設計会社さんもしていたんですが、詳細のすり合わせ等でどうしても遅れてしまったということで、今年度内の執行がまずできないと。この補助金につきましては、県でございますが、国の予算を使っておりますので、繰越しがまず不可能だということでございます。そういったことで、県とも協議をさせていただいて、また、本当にガーリックさんのほうでできないのか、また、今年度予算執行の見込みはどうかという話もやりまして、その結果、ガーリックさんとしても今年度内での建築ができないということで、今回、減額させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

本年度できなかったということで、それは当然、補助先の都合もあったんだろうなという

ふうには思いますけれども、当然これだけの金額です。やはりしっかりと交付先の動向というか、これは当然、県との絡みも今後出てくると思います。現在、完成しないということであれば、来年度というか、そんな形になるかというふうに考えておりますけれども、来年度についての考え方というか、その部分について、また同額でやるんだとか、今度はもう繰越しできないので新たなるものを充てるんだというような、そういった考えの下やったのでは、これはやはりちょっと予算の内容としては、私は不適合だなというふうに思いますので、来年度、こういった形であるのかどうなのか、その点についてもう1回お聞きしたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ご質問にお答えいたします。

担い手づくり総合支援事業補助金そのものを今回、減額したということで、県のほうでも国からの指導もちろんありますし、県からの指導ということも町のほうにございました。そういった形で、同じような、会津ガーリックさん、この補助金は来年度は使えませんよという、今回落としたということで使えませんよということで県からも指導を受けてございます。

当初から、町の単独補助というものはございませんよという話で、県のこの補助金を使ったわけでございますので、そういった補助金は今のところ町のほうではございませんので、当初予算にも上げることはできないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

これはお願いというか、話ということにさせていただきたいと思うんですけれども、できなかったから減額だという安易な発想ではなくて、しっかり今後も、予算執行ということもありますので、県とのつながり、今後ということもありますので、十二分に課長には目を光らせていただきたいというふうなお願いを付け添えて、終わりたいと思います。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

8番、荒明正一君。

○8番

17ページの18、観光協会事業補助金ということで上がっているわけですが、昨日ある町民の皆さんとお話ししたら、この予算そのものはこれでいいかもしれませんが、やはり行政指導という形でやんねとまずいんじゃないかというような話を伺ったわけでありまして。それは何かといいますと、円蔵寺の紅葉なんかあるわけですが、そういう中であって、その写真も撮らせないというようなことがあると聞いたわけでありまして。これは観光協会も関係してくるんだろうと思いますので、その辺はどのように考えておられるのか。写真も撮らせねというのは、私は考えらんなんだよな。それをどのように思っておられますか。そういう情報として耳に入っておられますか、どうですか。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

荒明議員さんのご質問でございますが、まず、今回の観光協会の補助事業の補助金ということでございますので、円蔵寺さんの部分につきましては、円蔵寺のもちろん敷地内でございますので、円蔵寺さんのルールというのもございます。一概に町がというわけには、また、評議員さん、総代さんの皆様がいらっしゃいますので、町からの直接の指導ということではできないということでございますので。

ただ、補助金につきましては、今回コロナ対策ということで上げさせていただいておりますので、観光客として参拝いただく方への送迎のバス、シャトルバスでございますが、それにつきましては、定員の半分しかなかかなかコロナ対策としては乗せられないということで、増便ということで今回上げさせていただきます。

円蔵寺につきましては、なかなか今、円蔵寺部分でございますのでお答えすることは控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

すると、車の……

○議長

起立して質問をお願いします。起立をお願いします。

○8番

補助を出して、元朝参りなんか振り向かしたり、いるような状態でありますので、そういう観点からしても、円蔵寺のほうの対応としておかしいんじゃないかと。言うことを聞かなかった場合に、制裁なんていうとおかしいんですが、そのようなことも視野に入れて、円蔵寺のほうと話し合ってみる必要があるんじゃないかと。せっかく、元朝参りのときは、そのころは写真も撮る用ないわけですが、年間を通しての全体という観点からなると、その辺はやっぱり考えてもいいんじゃないかというふうに思いますので、お願いします。

○議長

この問題については、29万2,000円の交付金補助金との関わりが少しかけ離れている部分もございますが、せっかくの質問でありますから、この辺については慎重に執行部、答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えさせていただきますが、町としましては、円蔵寺のもちろん参拝客というふう、元朝参りになりますけれども、町に来ていただける観光客としてのシャトルバスのまず送迎でございます。

もう一つ、円蔵寺への苦情等、確かにございますが、円蔵寺にはそれなりに守っていただきたいルールということが、掲示もされてございます。そういった中での写真を撮らないでくださいよという部分には、一度聞いたことはございますが、やはり立ち止まって撮っている、接触等されたということもありまして、それで致し方なくそういった三脚、三脚を立てての撮影はお断りしているという話は聞いております。

また、先ほども申し上げましたとおり、円蔵寺にはきちんと評議員、総代の方がいらっしゃいます。直接補助しているわけではございませんので、そういった方々とのまずお話し合いはしていきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

若干かけ離れているということのようですので、一応質問は終わりますが、その辺も十分検討する必要があるなというふうに感じてまいりましたので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第108号「令和2年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第109号「令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第110号「令和2年度柳津町介護保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第111号「令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第112号「令和2年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第13、議案第113号「指定金融機関の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第113号「指定金融機関の変更について」提案理由を説明いたします。

本案は、現在の指定金融機関との契約が3月31日で終了することに伴い提案するものであります。

なお、詳細につきましては出納室長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

出納室長。

○出納室長（登壇）

それでは、議案第113号「指定金融機関の変更について」補足してご説明申し上げます。

15ページをお開きください。

地方自治法施行令第168条第2項の規定により、柳津町の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるための指定金融機関を下記のとおり変更するというものでございます。

現在、会津よつば農業協同組合を指定金融機関として指定しておりますが、本年度末、令和3年3月31日をもちまして契期が満了することに伴い、後任としまして、記、

1、指定金融機関の名称 会津信用金庫

を令和3年4月1日から指定したく、提案するものであります。

なお、契約期間につきましては、従前の例により2年間の契約と考えております。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第113号「指定金融機関の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

お諮りいたします。

本日の議事日程に、追加日程第1、議案第114号「指定管理者の指定について」を追加し議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、お手元にお配りのとおり日程を追加し、議題とすることに決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りいたします。

追加日程第1、議案第114号「指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第114号「指定管理者の指定について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳津町つきみが丘町民センター等の管理運営を行うに当たり、現在の指定管理者との協定が令和3年3月31日で終了するのに伴い、新たに指定管理者を指定するために提案するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第114号「指定管理者の指定について」補足してご説明いたします。

本件は、地方自治法第244条の2第6項及び柳津町公の施設の指定管理の指定手続等に関する条例第3条の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

1、施設の名称及び所在地であります。

2 ページをお開きください。

柳津町つきみが丘町民センター、所在地、柳津町大字柳津字諏訪町甲61番地2。

次に、柳津町西山温泉山村公園、所在地、柳津町大字砂子原字長窪921番地。

次に、柳津町観光物産館、所在地、柳津町大字柳津字下平乙179番地。

次に、柳津町観光休憩施設、所在地、柳津町大字柳津字下平乙151番地1。

次に、柳津町森林公園、所在地、柳津町大字柳津字堂森山甲2,440番地外であります。

1 ページにお戻りください。

2、団体の名称及び所在地 一般財団法人やないづ振興公社理事長矢部良一

河沼郡柳津町大字柳津字諏訪町甲61番地2

3、指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

よろしくお願ひいたします。

○議長

ここで、やないづ振興公社理事長である矢部良一君と理事である出納室長新井田理恵君の退席を求めます。

これより質疑を許します。

6番、松村 亮君。

○6番

町長にご質問させていただきたいと思います。

現在、町の観光に関わる施設の管理運営に関しましては、やないづ振興公社1者のみであります。ニュートラルな立場、視点で捉えたときに、このコロナ禍にあっては、町内をよく知る同社が管理運営をすることは大変ポジティブな要素であるというふうに考えます。

その反面、今後のことも踏まえ一般的な観点で捉えますと、施設管理の候補者が限定されている現状というのは、競争原理が働かないというネガティブな側面もあるかなというふうに考えております。それらを含めまして、町施設の管理運営に対し、現状、そして今後の展望について見解をお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長

では、答弁を求めます。

町長。

○町長

松村議員のご質問でありますけれども、町の施設を指定管理制度を利用して管理していただくというところは、大きな狙いとしては、民間のノウハウを利用しながらサービスを向上したり、あるいは、利益を追求していかなければいけないというところにあるかと思ひます。できれば、議員おただしのおり、幾つかの事業所に手を挙げていただいて、それぞれのプランを出していただいた中で、より優れたものを選んでいくということは理想であると思ひます。

しかし、残念ながら、現時点では1者しかいないということでありますから、町としてはできる限り、町内業者の育成に努めるということであつたり、あるいは、公社自体の組織を少し見直していく、検討する余地もあると思ひますので、そういった方向で今後進めていきたいと思ひます。

町外業者を入れる云々ということは、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

振興公社は、皆様ご承知のとおり、近年厳しい経営状況であり、また、多くの公金も投入されていることから、その在り方、存在意義、改めて町民の皆様から厳しく問われるものと推測しております。しかしながら、それは決してネガティブな話ではないと思っております。振興公社は雇用の創出であったりとか、柳津町にいらっしゃる方がお金を落としていくなどという外貨の獲得といった面では、大きな役割を担っているのではないかとこのように私は思っております。

先ほど町長の答弁の中から町内業者の育成というお話がありましたけれども、大変同感でありまして、ぜひそういうことを推し進めていただきたいと思っております。また、理事長に副町長がご就任されている点から考えましても、町の計画、きちんとした考えというものが振興公社という組織の根幹にあるのではないかと私は思っておりますので、その点しかと留意していただきまして、今後よりよい組織として町内業者の育成をしていっていただきたい、そのように思っております。

以上の点をお願いしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第114号「指定管理者の指定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

退場者の方々の再入場を求めます。



◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、去る11月19日の臨時議会において、荒明議員に対する柳津町議会政治倫理規定に基づく審査会の結果報告を受けまして、辞職勧告の処分を出席議員の全員一致で可決し、処分については12月2日付の文書により勧告をしております。

この処分に伴い、荒明議員の意思表示について、発言を許します。

8番、荒明正一君。

○8番

これについては、私も十分承知しております。

何でもここまでこじれたかといいますと、やはり私は、今年の3月31日以来、議長さんの言動が本当に心に刺さっているわけであります。3月31日の初議会において、局長と総務課長の勤務についての問題で「じゃあ、これで終了だ」、そういう罵倒とも言える言動で、そういうことを受けたわけであります。

そしてまた、7月20日の全員協議会で休んだわけでありますが、その休んだのは私が悪いといえばそれまでなんです、しかしながら、その後の議会でその文書を出しておいたわけですが、しかしながら、その文書はまだ、受け取ったけども発効していない、正式に認めていないというような発言も受けたわけであります。

そういうことからしますと、非常に私としては納得がいかないわけであります。そういういろんなことからしまして、あるいはまた、そういうことをしまして、この案件については非常に、これについては申し訳ないということは、私が発言したことを撤回もしなければ、何もしないということは、ある意味において、それなりの重大な決意を持っていることを理解していただけるものと私は思っております。

そういういろんなことから考えまして、この今の状態からこれを解決するということは、私の頭では解決できないということでありますので、日本は法治国家であります。でありますから、法律に基づいて解決するようなことを検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

責任は十分分かっておりますし……、責任は十分分かっておりますので、これから町民に対しては、これからまだ、今回の議会議員としてはまだ始まったばかりでありますので、そ

の中において責任を果たし、あるいは、おわびしなければならないことは、どのくらいあるのかなど。処分の内容についても納得しかねることもありますので、そのような考えでおることをお伝えして、私の意見とお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長

今の表明の中で、今年の3月から私の至らなかった点、あるいは、失礼があった点については、おわびを申し上げます。以後、反省し、改めてまいる所存であります。

お諮りします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、令和2年第4回柳津町議会定例会並びに第4回赤べこ議会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議、大変お疲れさまでありました。(午前11時53分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 伊藤 昭一

同 議員 田崎 信二

同 議員 鈴木 吉信

同 議員 齋藤 正志